

会 議 録

会議の名称	第 25 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	平成 29 年 11 月 17 日(金) 9:50~10:50
開催場所	飯塚市役所本庁 1 階 多目的ホール
出席委員	依田委員、岡松委員、深町委員、永末委員、城丸委員、道祖委員、溝口委員（代理：副所長 原田 様）、八尋委員、竹下委員、森委員、江島委員
欠席委員	石原委員、高倉委員、宮崎委員、中村委員
事務局職員	今井都市建設部次長、堀江都市計画課長、田中都市計画課長補佐、榊都市政策係長、米倉公園緑地係長、中村土木建設課長、西岡土木建設課長補佐、以下土木建設課職員 3 名、都市計画課職員 2 名

田中課長補佐

定刻より少し早いですけれども、全員揃われましたので、只今より第25回飯塚市都市計画審議会を開催いたします。私は本日の進行役を務めさせていただきます 都市計画課 課長補佐の田中 でございます。どうぞよろしくお願い致します。それでは、開会に先立ちまして、都市建設部次長の今井より一言ご挨拶申し上げます。

今井次長

皆様おはようございます。都市建設部次長の今井でございます。本日、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日は次第書にありますように、報告事項が3件ございます。今後の取組みについての内容・スケジュール等について報告させていただくものとなっております。

本日も皆様方の忌憚のないご意見を賜りながら、今後の都市計画を進めていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。以上、甚だ簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

田中課長補佐

ありがとうございました。

続きまして、本審議会の成立について、ご報告いたします。本日の審議会は、委員15名中、過半数以上の11名に出席して頂いておりますので、飯塚市都市計画審議会条例第7条第3項の規定により、会議が成立しております事をご報告いたします。

また、本日欠席のご連絡をいただいております方は、飯塚市自治会連合会 副会長の中村 香代委員、いいつか男女共同参画推進ネットワーク 副代表の高倉 安子委員、飯塚市商工会会長の 石原 敬委員、飯塚警察署交通課長の宮崎 清己委員でございます。

そして、福岡県飯塚県土整備事務所 所長の 溝口 信二 委員につきましては、委任状をいただいております、代理で副所長の前田 昌宏様に出席いただいております。

なお、元 飯塚市議会議員の宮嶋 つや子委員については平成29年10月22日の衆議院議員選挙の立候補に伴い、市議会議員を辞職されておりますので、新たな委員は、議会選出となりますので、12月議会で選出されます。

本日の審議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしておりました資料として、次第書、委員名簿が各1枚ずつ、報告第1号「筑豊広域都市計画下水道の変更（飯塚市決定）」が1綴り、報告第2号「筑豊広域都市計画地区計画の変更について（飯塚市決定）」が1綴り、報告第3号「飯塚市都市計画公園等ストック再編計画について」が1綴り、別資料といたしまして「都市計画について」が1綴り、計6種類の資料をお配りしております。

加えて、土木建設から追加の資料として位置図を1部お配りしております。

あわせて、7種類となっております。

ご確認宜しく願いいたします。よろしいでしょうか？

はい、それでは、本日の議事に入ります。

なお、議事録作成の関係上、ご発言される時は挙手をしていただき、事務局がマイクをお持ち致しますので、お名前を述べられてからご発言いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、依田会長に議事の進行を移したいと思います。

依田会長、よろしく願いいたします。

議長（依田会長）

皆さんこんにちは。それでは次第に沿って議事を進行してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。座って議事を進めさせていただきます。

本日は報告事項が3件となっております。

それでは、報告第1号「筑豊広域都市計画下水道の変更（飯塚市都市決定）」こちらについて、事務局よりお願いします。

報告第1号（土木建設課：西岡課長補佐）

報告第1号筑豊広域都市計画下水道の変更について説明いたします。

私は、土木建設課 課長補佐の西岡といたします。

よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

前方のスクリーンにおいても説明いたしますので、配布しておりました資料と併せてご覧ください。

資料の2ページをお願いします。

事業の目的、対象位置、現在の整備状況、計画の概要、都市計画決定について、下水道事業の流れ、都市計画決定のスケジュールについて説明いたします。

3ページをお願いします。

近年、短時間かつ局所的な降雨の発生による浸水被害が全国的に問題視されています。

下の表に示していますように、近年、本市においても、短時間降雨が増加傾向になっており、2003年(平成15年)に83ミリ、2009年(平成21年)に101ミリの降雨で甚大な浸水被害が発生していることから、川津地区においても、現在、実施しています水路改修工事と併せて水江雨水ポンプ場の浸水対策事業に着手し、被害の軽減を図るものであります。

4ページをお願いいたします。

事業の目的について説明いたします。

本都市計画決定の対象事業は、川津地区における水江雨水ポンプ場になります。

被害状況については、表に示しておりますが、平成15年度が床上浸水27世帯、床下浸水24世帯の合計51世帯であり、平成21年度が床上浸水30世帯、床下浸水36世帯の合計66世帯が浸水被害を受けております。平成22年度においても床上浸水4世帯、床下浸水13世帯の合計17世帯が浸水被害を受けております。

平成25年度から平成28年度にかけて、排水区域内の主要排水路を整備実施してきましたが、放流先河川の建花寺川の水位が高く自然排水できない時は内水被害が懸念されるところです。

そこで、さらなる治水安全度を向上させるために、強制排水が可能となる雨水ポンプ場の建設を行うものであります。

5ページをお願いいたします。

本日配布しております、A3版の位置図も併せてご覧ください。

事業の対象位置については、遠賀川と建花寺川の合流点付近になり、飯塚自動車学校の東側に位置しております。

水江雨水ポンプ場を整備することにより川津排水区からの雨水を最下流にて一級河川建花寺川へ放流するものであります。

6ページをお願いいたします。

現在の整備状況ですが、主要排水路の改良工事を平成25年度に52メートル、平成26年度に55.1メートル、平成27年度に36メートル、平成28年度に8.1メートル、合計151.2メートルを整備実施しております。

写真は、整備状況写真で水路上流部から番号を付けております。

7ページをお願いいたします。

ポンプ場計画の概要ですが、敷地面積は約2,300平方メートルで、ポンプの排水能力は最大で1秒間に12トンの雨水を強制排水することが可能になります。

現在は、国土交通省と放流についての協議を実施しており、1秒間に6トンの排水の同意を得ておりますが、残りの6トンについては、今後も協議を継続し鋭意努力をしているところです。

8ページをお願いいたします。

下水道、都市計画決定についての説明をいたします。

まず、下水道について説明いたします。

人間の生活と生産活動に起因して生ずる汚水、すなわち家庭の台所や風呂場などからの雑排水・水洗便所・工場・事業場からの排水及び降雨、降雪によって流出する雨水等を総称して下水といいます。下水を排除するための管路などの構造物、中継ポンプ場、処理施設などを総称して下水道と呼びます。

次に都市計画決定について説明いたします。

都市計画には、地域地区、都市施設、市街地開発事業等さまざまなものがありますが、そのいずれもが地域の土地利用や地域の発展に大きな影響を及ぼしますので、都市計画を決定するにあたっては詳細な手続きが法律で定められています。

都市計画決定とは、都市施設を定め、都市計画の告示をすることにより、都市計画が正式に効力を発生することをいいます。

都市施設について説明いたします。

都市施設とは、道路、公園、上下水道など都市において必要となる公共的な施設のことです。都市計画法では、都市施設として、11種類の施設を定めています。

このように、水江雨水ポンプ場は、都市計画決定して、下水道事業で事業を進めていきたいと考えております。

9ページをお願いいたします。

下水道事業の流れについて説明いたします。

下水道事業にてポンプ場を整備するためには、全体計画を策定したのち、都市計画法及び下水道法等に定める手続きが必要になります。基本的な流れを示していますが、現在は、赤で表示しています都市計画決定の段階になります。

10ページをお願いいたします。

都市計画決定の手続きの流れについて、説明いたします。

下水道は、都市計画法において都市施設として定められているため、事業の実施前には、処理場やポンプ場の位置、管渠のルートについて都市計画決定を行い、都市施設としての計画を明示する必要があります。今後のスケジュールについては、赤で表示していますが、本日の第1回都市計画審議会で原案の報告をいたしまして、平成30年2月に第2回の都市計画審議会で案の報告、平成30年5月に第3回の都市計画審議会において付議をお願いしたいと考えております。

第2回、第3回は予定ですので、変更になる場合がございますので、ご了承ください。

続きまして、筑豊広域都市計画下水道の変更をお願いいたします。計画書について説明いたします。

この計画書は、県との法定協議申請時に必要な調書になります。

2ページをお願いいたします。

4 のその他の施設として、下から 2 番目に水江雨水ポンプ場を追加しております。

3 ページをお願いいたします。

理由書についてですが、今回の変更は、雨水対策として水江雨水ポンプ場を新たに施設として追加するものであり、この施設は、川津地区における雨水を河川に排水するためのポンプ場であり、浸水が発生する同地区の被害軽減を図るものであります。

4 ページをお願いいたします。

新旧対照表については、(都市計画飯塚公共下水道「4. その他の施設」に水江雨水ポンプ場を次のように追加する)に変更し、表中に水江雨水ポンプ場を追加しております。

5 ページをお願いいたします。

都市計画を変更する土地の区域の表示は、飯塚市川津の一部になっております。

6 ページをお願いいたします。

計画変更概要表ですが、3. 数量の増減でポンプ施設の雨水で前回 2 箇所を今回 3 箇所に変更しております。

7 ページをお願いいたします。

飯塚市公共下水道の雨水総括図です。水江雨水ポンプ場を追加し表示しております。

8 ページをお願いいたします。

飯塚市公共下水道の汚水総括図ですが、今回は変更ありません。

9 ページをお願いいたします。

飯塚市公共下水道雨水の計画図です。ポンプ場の計画図になります。

10 ページをお願いいたします。

水江雨水ポンプ場の計画図になります。

全体計画では、1 秒間に 3 トン排水可能なポンプを 4 基設置する計画にしております。

現在、基本計画しか実施しておりませんので、実施設計をした段階で、計画の内容が変わる可能性がありますのでご了承ください。

以上で資料の説明を終わります。

議長 (依田会長)

ありがとうございます。いま、報告第一号の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたら委員の方から発言をお願いいたします。

特に問題はありませんでしょうか。

委員お願いします。

委員

今説明の方がありましたが先ほど後2回くらいこちらの方で審議をするみたいですが、予算的なものは今現段階では分かっているものがあれば示していただければと思っております。

議長

はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局

はい、土木建設課長の中村でございます。予算的なものにつきましては今回審議会で都市計画決定を来年の5月にさせていただく予定になっております。その後事業認可を経まして平成31年度からの予算計画を予定しているものでございます。

議長

はい委員

委員

31年度ということですが具体的な額というものはまだ現段階では見積もりを出されていないのでしょうか。

議長

はい事務局お願いいたします。

事務局

ポンプ場といたしましては現計画で12トンの計画になっております。その事業費といて概算としては総事業費24億円を見込んでいるところでございます。今回暫定6トンということで半分の量を整備することとなりますのでおおむね半分程度約12億から13億ということでございます。概算ではございますが、このように考えております。

議長

はい委員。

委員

これは下水道整備なので、下水道の企業会計の方で予算は計上されていくのでしょうか。

議長

事務局おねがいします

事務局

予算といたしましては下水道事業で計上させていただきますので企業会計予算のほうの計上となってまいります。

議長

他に質問ありませんか。はい委員。

委員

ひとつだけお聞きしたいのですけれども川津地区が緊急性があったということでもいいのですかね。いやあの、水害の時にいろんなところで被害が出ると思うのですけれども、徳前地区はもうされていますけど、川津地区に決定したということは何かこう特別な理由があったということなのですかね。

議長

はい。事務局お願いします

事務局

土木建設課長の中村でございます。

川津地区を下水道事業で改良しているその理由でございますけれども、こちらの方につきましては下水の雨水関係の土木工事をやっているところでございます。

今まで短期事業といたしまして、すぐに対応できますという理由から合併特例債、財政的にも有利な合併特例債による整備を始めておりましたが、雨水ポンプ場に入りますと多額の事業費が必要になってきます。そのために補助事業を受けるということから今回公共下水道事業として整備をしていくといったものでございます。

議長

地域的には必要だということですか。

事務局

浸水対策の基本計画がございましてその中にも雨水の排水ポンプ等も併せて整備するというふうな事業計画にのっとりたものでございます。

委員

じゃあ事業計画の中で水江ポンプ場、というか川津地区を整備するという、今まで入ってないのでようわからんのですがそれでいいですか。

事務局

はい、いいです。

議長

では、計画の中に含まれると。

事務局

その通りでございます。

議長

他によろしいですか。

はいそれでは無いようなので、第1号につきましては終わらせていただきます。

ひき続きまして報告第2号の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局（都市計画課長）

はい。おはようございます。都市計画課 課長の堀江でございます。どうぞよろしくお願い致します。座って説明させていただきます。

それでは、報告第2号「筑豊広域都市計画地区計画の変更について」ご説明いたします。

資料の1ページ目、「筑豊広域都市計画地区計画の変更（飯塚市決定）」をご覧ください。

都市緑地法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行され、建築基準法および都市計画法の一部が改正されます。

本日準備しております別資料「都市計画について」をお願い致します。こちらの冊子になりますけど前回の都市計画審議会の方で都市計画についての効果とか区域、それぞれ用語集という部分で事務局の方で作成しております。

こちらの10ページをよろしくおねがいします。

資料の10ページに12種類の「用途地域」を明記しておりますが、今回の改正により新たに「田園住居地域」が追加されることとなります。報告第2号の資料に戻りまして、資料の最後につけております建築基準法別表第2には、この「用途地域」の細かい内容が規定されております。改正に伴い別表には記載されておりましたが、新たに（ち）項の場所に「田園住居地域」の項目が新しく追加されます。そのため、現行の（ち）項以降の項目が1つずつ繰り下がることとなり、別表で明記されている

(り) 項の商業地域内に建築してはならない建築物が (ぬ) 項と変更になります。

本市で定めている「筑豊広域都市地区計画有安地区地区計画」において、この建築基準法別表第2を引用しておりますので、改正に伴い引用元の項が1つずれ、変更して修正するというのが今回の報告となります。資料1 ページ目の右側には有安地区地区計画の位置を示しております。位置図を横方向に通っている道路が国道201号線で、地図の左側が近畿大学方面、右側が田川方面、国道の両側で色付けしている部分が地区計画区域となります。

資料の2 ページ目、「新旧対照表」をご覧ください。中段の赤色で示しております部分が今回の変更箇所となります。

現行の地区計画においては旧としておりますが、建築基準法別表第2 朱書きで「(り) 項」となっておりますが、変更後の地区計画、新の方で、1つ繰り下がりますので朱書きで「(ぬ) 項」となります。引用元の条文の内容に変更はありませんので、地区計画の内容そのものが変更となるわけではございません。

以上で報告第2号「筑豊広域都市計画地区計画の変更について」の説明を終わります。

議長 (依田会長)

以上、報告第2号の説明が終わりましたが、建築基準法が改正されて項目が変わった、と、それに合わせてその項目の部分が変更になるという部分でございます。これに関して意見がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。はい。では無いようなので続きまして報告第3号「飯塚市都市公園等ストック再編計画」について、こちらについて事務局で説明をお願いいたします。

報告第3号(都市計画課：堀江課長)

それでは引き続き、今年度より着手しております報告第3号「飯塚市都市公園等ストック再編事業計画」について報告いたします。

まず、全国的な公園の現状でございますが、人口の減少や少子高齢化が進展し、公園設置当時に比べ市民ニーズが変化していることや財源不足等により、将来、公園施設の維持管理が行き届かなくなることが懸念されております。

このような中、本市としましても市内全ての公園を市民の憩いとやすらぎの場として、安全で安心して利用できるように維持管理していくことは、本市の財政状況等を思慮した場合困難な状況になってきております。

つぎに、飯塚市における公園の現状について説明させていただきます。

す。資料の右に示しておりますのが、本市における公園の分布図でございます。

本市の公園につきましては、都市計画法に基づく都市公園が県管理 1 か所を含め 63 箇所、児童福祉法に基づく児童遊園が 51 箇所、民間開発に伴う開発遊園が 119 箇所、その他の遊園が 69 箇所、すべての公園数を合計しますと 302 箇所もの公園があります。

また、その他にも公園緑地に準ずる機能をもつ公共施設緑地として運動場、キャンプ場、自転車歩行者専用道路等の施設が 14 箇所、民間施設緑地の施設が 2 箇所ございます。

つづきまして、右下の青枠でかこっております飯塚市の公園整備量をご覧ください。

平成 29 年 9 月末現在において、本市の都市公園の都市計画区域人口 1 人あたりの整備面積は、13.55 m²/人であり、これは、福岡県平均の 9.42 m²/人を大きく上回っており、他の市町村と比較しても、本市の都市公園の整備面積は高く、また同様に都市公園を含めた公園全体の整備面積でも 18.85 m²/人と高く、市内の多くの公園は整備後経過年数がかなり経っております。

申し訳ございません。資料左側の中段に戻ります。

このことから、今後は人口減少・少子高齢化に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、健康長寿命化社会の実現を推進するため、公園について、地域のニーズを踏まえた新たな公園の利活用や都市の集約に対応した、効率・効果的な整備・再編を図ることが重要になると考えており、今年度につきましては、都市公園を対象に「飯塚市都市公園等ストック再編事業計画」を策定することとしております。

実際に公園のストック再編とはどういうものか、左下に公園ストック再編における機能の再編のイメージ図を記載しております。左側が「現状」を表す図です。これは周囲に公園が密集し、公園の配置に偏りがあり、また公園の機能も重複した図を表しております。

このままの状態ですと、周辺環境の変化、ニーズの変化等により、整備当初に想定されていた効果を十分発揮できなくなることも考えられます。時代やニーズが変われば、公園もそれに応じ変わることが必要となってきます。

「右側の図」が地域のニーズや公園の利用状況等に応じ、公園の配置の適正化を図り公園施設の集約、再編を行ったイメージした図になります。

地域のニーズにあわせて公園機能を分担することで、新たな公園の利活用、地域に適した効率・効果的な整備が可能となります。

また公園機能を分担することで、維持管理コストの削減といった効果にもつながってきます。

このように地域の実情を鑑み、より都市公園の魅力、機能を向上させ

るような再編を行うことで都市公園を活性化し、それによって都市を活性化させることが今後より重要となってくると考えております。

今年度の具体的な作業といたしましては、公園再編の基本的な考え方を踏まえつつ、地域の状況など、将来の供給等を考慮し、必要な基礎資料を収集するとともに、公園の配置状況等を整理し、将来の公園の在り方について、「第 2 次飯塚市総合計画」や「飯塚市都市計画マスタープラン」、「飯塚市立地適正化計画」などのまちづくりの視点を取り入れ、本市の公園整備の基本的な方針を定めます。

また、来年度には都市公園以外の公園につきましても、将来の公園の在り方や、小規模公園の見直しなどの指針として「飯塚市都市公園等公園ストック再編計画」を実施し、市民の皆様方に丁寧に説明を行うとともに同意を得ながら 2 ヶ年で策定をしていきたいと考えております。

以上で、「飯塚市都市公園等ストック再編事業計画」に関する報告を終わります。

議長

ありがとうございました。報告第 3 号につきまして事務局より説明がありました。この説明について、ご質問・ご意見等がありましたら委員のみなさんよりお願いいたします。

いかがでしょうか。はい委員。

委員

先ほど 302 か所公園があるという説明があったと思うんですが内訳をちょっと示していただけますか

事務局

はい。早口で言ったのでわかりにくかったと思います。再度本市の公園の説明をさせていただきたいと思います。

都市計画法に基づく都市公園が、県管理 1 か所含め 63 か所

児童福祉法に基づく児童遊園が 51 か所

民間開発に伴う開発遊園については 119 か所

それにその他の遊園が 69 か所

すべての公園数を合計しますと 302 か所の公園となります。

委員

2 か年の計画と言うことで今年はその内の都市公園の整備計画ということですかね。

事務局

はい。委員のおっしゃる通り今回については都市公園 63 か所の公園

の整備計画をたてていくということになります。

議長

はい。委員。

委員

30年度はそれ以外の児童遊園、開発遊園、その他、の整備計画ということでもいいのですかね。

事務局

はい、来年度については予定としては都市公園以外の、児童遊園、開発遊園、その他遊園ということで考えております。

議長

はい委員。どうぞ。

委員

公園の方先ほどイメージ図の方で説明はありましたけどまあ要は集約化していくみたいなことはあるのでしょうか、かなりこう、地域環境に対してですね、こう、影響が出てくるかと思うのですが。それに地元との意見調整等も当然行っていくということでもよろしいのでしょうか。

事務局

こちらについてはすべての公園を集約していくということではなくて、現在公園として利用されていない部分などそのような部分についてが主な対象になってくるのですが、当然、地元調整とかそういう風な部分は整理をしながら進めてまいりたいと考えております。

議長

よろしいでしょうか、他にいらっしゃらないでしょうか。はい、委員。

委員

先ほどの開発公園というのは、開発計画の中でできた公園ということですかね。

事務局

はい、開発に伴ってできた、公園緑地等ということになります。

委員

これから先これも増える可能性はありますよね。

事務局

はい、開発が進んでいくと公園緑地等は増えてくるという可能性がございます、その辺を見込んだところで開発遊園の近くにある都市公園とかそういう風な状況を鑑みながら今後の開発公園のありかたを考えていきたいという風に考えております。

委員

1年目と2年目と分かれておりますがね、たとえば都市公園の整備はあの、言われていましたけど児童遊園がなくなって都市公園の方に集約するという事はないですか。

事務局

はい。この児童遊園は児童福祉法にのっとった遊園になりますけれども、そういった機能を果たしていないことについては今後どういう風に活用していくかという課題もございますが、基本的には都市公園が近くにある場合とかそういう部分については考えながら検討していきたいというふうに考えております。

委員

1年目2年目に関わらず全体的にその2年間でやるといった風にした方がいいような気がしますけど。その辺りはどうですか。

事務局

まずは当年度に都市公園についての整備と中心的な公園の整備、等も含めた所で、その都市公園以外についてはその状況を見ながら、検討していきたいというふうに考えております。

委員

それともう一つですね、一人あたりの整備面積というのも出ていますがね、公園が多いというのは、これは、誇らしいことですね、私は誇らしいと思うのですね。無理に少ないところに合わせる必要はないと思うので。その辺はよく考えて。まあ公園が多いというのもひとつの飯塚市の魅力だと思いますけどね。
その辺はどういう方針になっているかを聞かせてもらっていいですか。

事務局

はい。むやみに減らすとかそういうことではなくて県平均と他市町村の平均よりも上回っているということで説明させていただきましたが、

大体人口一人当たり 10.0 m²/人という部分が基準になっております。本市については、かなり整備が進んでおります。先ほども話が出ましたとおり、開発がかなり進んで、緑地が増えるというのがあるのですが、都市公園自体についても整備面積が、そういうふうな、近隣市町村または県よりも多くあるということで、そちらの維持管理等も考えながら、整備計画を考えていきたいという風に考えております。

議長

委員。

委員

開発公園のことですけど、開発同意にもとづいて、面積に対してたしか3パーセントの公園をつくりなさいというのが都市計画法にあったと記憶していますが、それに基づいて開発行為が出来上がっていると思うのですね。それを廃止するときは、その廃止する要因というのは、理由立ては、きちんとあるのですか。

事務局

はい。開発に伴って3パーセントの緑地公園ということで今推進しておりますけど、すぐ近くに都市公園とかがある部分についてはそこも含めたところでの考える必要があります。そこらへんが整備できてない部分、すぐ近くに都市公園とかがある部分についてそういう風な部分で今後検討していきたいと思っております。

委員

住宅団地を開発するときは前提として人口が増えるということで3パーセント確保するようになっているのですが、市内各地を見ていると開発されたところは、そこに居住者が増えるからまたは若い人たち中心になる可能性がありますから、子供が増える、だから公園が必要ということになるだろうと思いますが、問題は住宅地として開発されたところが30年も40年もたつてそこに子供たちがいないと、そういうところが見えるわけですね。それで、その時にそこは必要性がないんですよ、ニーズがないと思うんですよ。

そういうところに何か理由立てをして、今後の少子高齢化の社会における公園のあり方というのをきちんと、考え方を示しながら整備していくとかいうことを考えていかないと、要は開発公園の廃止については、今言ったように「あり方」「理由立て」きちんと整理しとかないとだめだと思うのですよね。そういうやり方が必要だと思いますけどどうですか。

事務局

はい。先ほど冒頭に説明させていただきました通り、当然今回の公園ストック再編計画については近年の人口の減少とか、少子高齢化に対応していくための部分になってきます。今現在公園についての維持管理についてはもちろん市のみではなくて地元、市民の皆様にもご協力いただいておりますけどなかなかそこらへんが苦しくなってきたと、いう部分も考えながら、当然今委員がおっしゃられたことを含めながら検討していきたいと考えております。

議長

はいよろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

私からも、委員がおっしゃられたように、同じなのですが、やはり再編するときのルール作りというかですね、どう残してどうくっつけていくかをきちんとして、ただ使われていないからという理由ではなくて、例えばその徒歩圏何分以内に同じような公園があるとかですね。何かそういった定量的な視点からもルールを作っておいて、それに対して反映させていくということが必要だろうと思います。

それから、もう一点、公園の位置図を見ますと旧飯塚市の中は非常に散在しているのですけれどもそれ以外のところは多分、公園として指定されていないことが多いと思います。この辺のバランスというのは特に考えないのですか。

事務局

はい。今後公園ストック再編計画の整備をすすめていくうえでは、バランス等についても重要な課題になってくるのではないかとというように考えておりますので、委託の中でその辺についても検討しながら進めていきたいという風に考えております。

議長

はい。ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

はいそれでは、継続して作業が進められるかと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

以上で報告事項第3号を終わります。

他にご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

それでは以上を持ちまして本日の議事を全て終了したいと思います。本日はどうもお疲れ様でした。

この後は事務局に進行をお願いいたします。

	<p>都市計画課 堀江課長</p> <p>依田会長、どうもありがとうございました。 また、委員の皆様におかれましても熱心なご審議を頂き、事務局を代表しましてお礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。 今後とも、本審議会の運営に関しまして、ご支援・ご協力のほど何卒よろしくお願い致します。</p> <p>なお、次回の審議会の予定は、日程が正式に決定しましたら連絡をさせていただきます。 また、本日の報酬につきましては、12月1日(金)に指定の口座へ振り込みをさせて頂く様に考えております。</p> <p>それでは、これをもちまして、第25回飯塚市都市計画審議会を閉会いたします。 本日はおつかれ様でございました。</p>
<p>会議資料</p>	<p>報告第1号 筑豊広域都市計画下水道の変更(飯塚市決定) 報告第2号 筑豊広域都市計画地区計画の変更について(飯塚市決定) 報告第3号 飯塚市都市公園ストック再編計画について 別資料 都市計画について</p>
<p>公開・非公開の別</p>	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者0人)</p>
<p>その他</p>	